

ＥＴＣカード利用業務（レンタカー等）応募要領

1. 総則

近畿農政局におけるＥＴＣカードの利用業務（以下「業務」という。）の請負者を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

2. 業務内容

業務内容は、別添「ＥＴＣカード利用業務（レンタカー等）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 応募資格

応募者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 仕様書を全て満たす者であること。

4. 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

- (1) 提出期限：令和8年1月29日 15時00分

- (2) 提出場所及び問合せ先

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局 会計課 借受担当
電話 075-414-9046

- (3) 提出書類

ア 応募申込書（別紙1） 1部

イ 提出者の概要（会社概要等） 1部

ウ 3（3）で示す資格審査結果通知書の写し 1部

- (4) 提出に当たっての留意事項

ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時00分から17時00分まで（提出期限最終日は15時00分まで）とする。

イ 郵送等により提出する場合は、（1）の提出期限内に、（2）の提出場所に到着したものまでを受け付ける。

ウ 提出された書類に不備があった場合は、無効とする。

エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。

カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したもの

とする。

ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

5. その他

(1) 応募要領に基づいて作成した応募申込書（別紙1）を支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者と契約を締結するものとする。

なお、本件は令和8年度の案件であるため、契約締結にあたっては、令和8年度予算の成立が条件となることを了承のうえ、応募すること。

（令和7年度中には契約締結しない。）

(2) 有効な応募が複数ある場合には、くじ引きにより1者を決定することとする。

なお、くじ引き抽選の日時については、応募期限後に応募者に通知する。応募者が直接くじを引くことができない時は、本件事務に関係のない職員がこれに代わって行うものとする。

(別紙1)

応募申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿農政局長 志知 雄一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

E T Cカード利用業務（レンタカー等）について、仕様書を全て満たしており、当該業務を確実に履行できるので、下記の必要書類を添付の上、応募します。

記

- | | |
|----------------|----|
| 1 提出者の概要 | 1部 |
| 2 資格審査結果通知書の写し | 1部 |

(担当者)

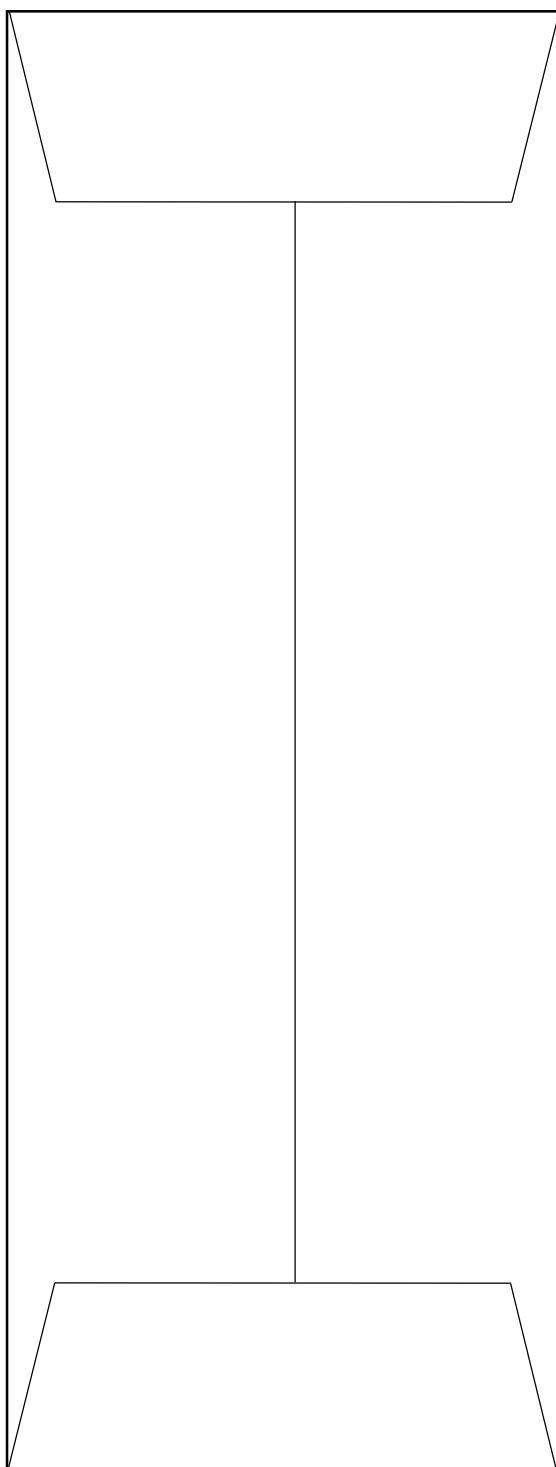
所属部署：
氏 名：
電話番号：
e-mail：

郵送用入札封筒記載例

(表)

6 0 2 - 8 0 5 4	
京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	
支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一 殿	
「ETCカード利用業務（レンタカー等）」	
※応募申込書在中	
商 号 又 は 氏 名 住 所 号 電 話 番 号	
令和8年1月29日	提出期限

(裏)



(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募申込書の提出をもって誓約します。